



京都市立高等学校教職員組合

HP アドレス  
<http://www.8.plala.or.jp/kyotoshiko/>  
 〒606-8397 京都市左区  
 聖護院川原町 4-13 京都府教育会館  
 TEL771-1328 FAX752-2148

こんにちは。京都市立高等学校教職員組合です。今年度も月刊「市高のてびき」を発行します。「市高のてびき」では、学校現場で働いているときに「これってなに？」と疑問に思っても誰に聞いたらよいかわからないような事柄について、紹介していきます。

## 市高教組

京都市立高等学校教職員組合の略です。もっと略して「市高」と呼ぶこともあります。市高教組は、京都市立高等学校の教職員（教諭・主幹教諭・指導教諭・養護教諭・常勤講師・実習助手・臨時実習助手・嘱託実習助手・事務職員・臨時事務職員・臨時事務員・非常勤講師）であれば誰でも加入することができます。主に「給与・勤務時間」「身分保障」「研究活動」「教育環境改善」「組合員の厚生」に関して活動しており、京都教職員組合（京教組）の一組織です。

各職場には、分会と呼ばれる職場を単位とした組織があります。分会には、分会長や分会書記長という分会の役員がいます。組合加入に関することや、困ったことがあった場合などは、職場の組合員に相談してみてください。

## 京教組(きょうきょうそ)

京都教職員組合のことです。全国レベルの教職員組合には、全日本教職員組合（全教）や日本教職員組合（日教組）などがありますが、京教組は全教に加盟しています。

京教組は、京都府内の幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教職員で組織する教職員組合の連合体で、市立高校の教職員で組織する市高教組、京都市内の小・中学校・総合支援学校・幼稚園の教職員で組織する京都市教職員組合（市教組）など各支部教組で構成されています。各支部を右の地図に示します。

京教組の運動の目的は、主に次の3



つです。

(1)働きやすい職場と教職員の生活の向上をすすめるために、賃金・労働条件の改善、権利の向上をめざすこと。

(2)すべての子どもたちの成長と発達の保障と子どもの人権を守るために民主的な教育をすすめること。

(3)国民生活の向上、平和と民主主義を守るために活動すること。

事務所は、京阪「神宮丸太町」から徒歩5分の京都府教育会館内2階にあります。ちなみに、市高の事務所は、同じ建物の3階にあります。

## 勤務時間・年休

勤務時間は、全日制・昼間定時制 8:30~17:00、夜間定時制 13:30~22:00（休憩時間 45分を含む）の7時間45分です。

年休は、年次有給休暇のことで、1年間（1/1~12/31）に20日あります。4月から働きはじめる場合は15日です。年休は20日分、翌年に繰り越すことができます。2011年度より、組合の長年の要求が実現し、常勤講師が継続して任用される場合も年休の繰り越しが可能になりました。

## 時間外勤務チェックシート

京都市教育委員会が、組合との協議を経て2011年11月から試行実施し、12月から本格実施を始めた「時間外勤務の把握」のために使われるエクセルのファイルのことです。毎年度、マイナーチェンジがなされています。

「時間外勤務の把握」の目的は、①校長による教職員の時間外勤務の状況把握とその縮減努力、②教職員自らも効率的な業務の遂行と健康の維持・増進を図ること、です。

労働基準法第109条は、使用者に対して、労働者の労働時間の記録に関する書類を3年間保存することを義務付けています。また、平成13年4月6日付けの厚生労働省の通達「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準について」において、使用者の職務として、労働時間を適切に管理する責務があることを改めて明らかにするとともに、労働時間管理上の問題点の把握及びその解消を図ることが示されています。さらに、平成18年3月17日付けの厚労省の通達「過重労働による健康障害防止のための総合対策について」においては、労働者が疲労を回復することができないような長時間にわたる過重労働を排除していくとともに、労働者に疲労の蓄積を生じさせないようにするため、労働者の健康管理に係る措置を適切に実施することが重要である旨が示されています。

市立学校の労働時間の把握は、時間外勤務チェックシートによる自己申告によって行われています。市教委は、時間外勤務の時間が80時間を超える場合のみ報告を求めており、各学校の管理職が全教職員の労働時間を適正に把握できているとしています。

時間外勤務の把握は、超過勤務は正につながるものです。よって、全教職員が時間外勤務チェックシートを記入・提出することが大切です。